

## 平成24年度 第7回福島県環境影響評価審査会議事概要

### 1 日 時

平成25年1月23日(水) 午後1時15分開会 午後2時20分閉会

### 2 場 所

福島県庁本庁舎3階 福祉公安委員会室

### 3 議 事

- (1) エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る環境影響評価方法書について
- (2) (仮称)沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書について
- (3) その他

### 4 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会委員 7名
- (2) 事務局職員 5名
- (3) 傍聴者 8名

### 5 議事概要(「(仮称)沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書について」の該当部分のみ記載。)

事務局から、審査会委員、庁内関係各課、関係市村長及び住民等からの意見を踏まえて作成した知事意見案について資料に基づき説明(本日欠席の委員からの修正意見(コウモリ類の調査は「8月下旬から9月」に修正、渡り鳥の調査は「9月下旬から11月上旬」に修正)についても説明)し、以下の質疑応答の内容を踏まえ一部修正することとなった。

質疑応答の要旨については、以下のとおり。

#### 【議長】

この準備書については、かなりの指摘事項がある。また、事務局からの説明にもあったとおり、秋の調査がなされていないなどの問題もある。

この事業については、県が住民から意見を聴く公聴会を開催しているが、その議事録をみると、住民はこの事業を大変意識しており、騒音や低周波音の問題に対する懸念や設置基数についての意見が記載されていた。現在、風車を15基として計画しており、知事意見案の総括的事項1(2)に「最新の知見や技術を導入するなど、最大限の環境保全措置を講じること」と記載されているが、それだけではなく、「設置基数の見直しを含めて最大限の環境保全措置を講じること」という趣旨の記載を追加することが大事だと思いがいかか。

#### 【委員】

騒音の問題は、住民が非常に心配しているところであり、日本中で問題となっているが、わからない部分も多く難しいところではある。

基数が変わっても、騒音は数値的にはほとんど変わらないが、一番効果があるのは、住んでいる場所と音源（風車）を離すということである。距離を離すという観点から、基数を絞るということは有効であると考ええる。また、見えることによって精神的な負担が増して、音に対する感受性が高まり、問題が顕在化することもあるので、見えないようにすることも重要である。これらを総合的に考えて、基数の変更を事業者を求めるのがよいと考える。

【事務局】

今回、この準備書に対する知事意見では、まず、騒音や低周波音については、再度評価することという意見を述べる予定であることから、「再評価の結果を踏まえて、必要に応じて風力発電機の設置基数や設置場所の見直しを行うこと」という文言を入れることではどうか。

【議長】

公聴会の住民意見を尊重し、そのようにするのがよい。

次に、生活排水の処理に関してだが、「生活排水対策をしっかりとやること」という意見に対する事業者の見解は「生活排水等は、タンク等に溜め、適宜専門業者に処理する」と記載されているが、生活排水をタンクに溜めるということなのか。

【事務局】

事業者としては、そのようにするつもりのようなのだ。

【議長】

生活排水をタンクに溜めて専門業者に委託して処理するというのは、通常考えられないが、具体的にどのようにするのか確認しておいたほうがよい。

【事務局】

知事意見にそういった内容を盛り込んだほうがよいということか。

【議長】

そこまでの必要はない。

【委員】

資料のなかで、「公述」と記載のある意見に対しての事業者見解が記載されていないのはなぜか。

【事務局】

「公述」と記載のある意見は、公聴会における公述人の意見である。公聴会開催時期が遅かったため、事務局から事業者に見解を確認する時間がなかったため、記載がない。

【委員】

方法書から準備書の手続に進む段階で、事業者の名称が変わっているが、これは事業者自体が変わったのか、それとも事業者の名称が変わっただけなのか。

【事務局】

事業者の名称変更ではなく、法人自体が別法人となっているが、実質的な経営陣は同じ（代表取締役は同じ）である。風力発電に特化した法人を新たに設立したと聞いている。

**【委員】**

何年か、環境影響評価の審査に携わっているが、このように厚みのある知事意見案の資料は久しぶりだ。それだけたくさんの意見があったということ、事業者には認識してほしい。

また、先ほど意見があった「生活排水」に関する事業者の見解にも関連するが、意見に対する事業者の見解が具体的でない。住民等の意見のなかには、「もっと具体的に回答してほしい」というものもあるにも関わらず、具体的に記載されていない。例えば、先ほどの「生活排水」に関する意見に対して自分達が回答するとすれば、「どこにどのような形状のタンクを地下に埋めて、定期的に業者に委託する」等の具体的記述をするのだが、全般的に具体的な記述がないので、今後は、もっと具体的に回答するよう事業者伝えてほしい。

さらに、住民等の景観に関する意見に対して事業者は「ライトグレーが目立たない配色にする等、違和感を生じさせないように配慮する」と回答しているが、「ブレードへの塗装を検討すること」という委員からの意見に対しては「種によっては効果が確認できないこともあり、景観とも関わりを持つことから、住民の意向を踏まえ、総合的に判断する」と記載されている。これをみると、結論は「ライトグレーにする」というものではないかと思うのだが、回答に整合性がないので統一的な見解を示してほしい。記載されている事業者見解全般があいまいで納得できない。

**【委員】**

自分も同じ感想をもった。事業者見解は抽象的であり、後でどうにでもできてしまうのではないかという懸念がある。住民がこれだけ心配しているということを考えると、住民が安心できる根拠となるものを、もう少し具体的にわかりやすく記載するべきだ。事業者の努力が足りない気がして心配だ。

環境影響評価の手続の中で、県が意見をいう機会はないということなのか。

**【事務局】**

条例対象事業であれば、県は評価書に対しても意見をいうことができるが、この事業は、法対象に手続が移行しているので、評価書に対して意見をいう機会はない。

**【委員】**

騒音関係でいえば、今回、知事意見で様々な条件で追加の予測・評価を行うよう求めているが、意見をいえないのであれば、よく整理された効果的な予測がなされるのかどうかを確認することができない。例えば、事前に、こういう条件で予測するが住民等が納得できる適正なものであるのか等について事業者とやり取りすることはできないのか。

**【事務局】**

法令の手続上、そのような制度はないが、今回の知事意見に評価書を作成する前に、どのような手法で再評価するのか等について、県に報告して意見を求めることという趣旨の付帯意見を付すことは可能と考えるので、そのような対応をすることとしたい。

**【委員】**

騒音だけではなく、全ての項目について同様の対応をするよう知事意見に盛り込んでほしい。

**【事務局】**

経済産業大臣から事業者に勧告する内容に盛り込まれるかどうかは、経済産業省の判断となるが、経済産業大臣にはそのような内容を盛り込んだ県知事意見を提出することとしたい。

**【委員】**

そういった手続を踏まないとは住民への説明責任も果たせないだろう。このケースの場合は、まだまだ不安材料が残っているのだから、丁寧にやってほしい。

**【議長】**

事業者はきちんと住民対応等して事業を実施しないと、施設を造った後に問題が起こりさらに大変なことになるだろう。一番大切なことは、施設ができたことにより、住民の快適な生活環境が奪われないようにすることだ。事業者に丁寧な対応が大切だということを認識してもらうためにも、そのような付帯意見を追加してほしい。

では、事務局から説明があった知事意見案に、本日の意見を踏まえ、「風車の設置基数の見直し等」、「事業者見解を具体的に記載すること」、「評価書作成前に評価手法等について事前に協議すること」という内容を追加修正し知事に答申することとする。

**【事務局】**

修正案文については、会長と調整させてもらうことでよいか。

**【委員】**

よい。